

総務文教委員会記録

[第1日目]

1 日 時 令和3年3月15日（月曜日）

開 会	午前10時29分
休 憩	午前10時50分
再 開	午前11時15分
休 憩	午前11時22分
再 開	午前11時48分
散 会	午前11時57分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人

委員長	成 田 光 雄
副委員長	松 尾 茂
委 員	久 保 大 憲
//	上 野 蛭
//	舎 川 智 也
//	大 島 満
//	横 野 昭
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり
//	有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【企画管理部】

部長（選挙管理委員会事務局理事併任）	前田 一士
部次長	砂田 友和
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	渡辺 康裕
情報企画監	小倉 康男
参事（職員課長）	鎌田 泰史
参事（ガラス美術館副館長）	土田 ルリ子
企画調整課長	刑部 博規
行政経営課長	中田 祐一
秘書課長	井村 孝志
広報課長	岡本 由紀恵
情報統計課長	山元 幸彦
文化国際課長	堀田 英樹
富山外国語専門学校事務長	中島 志津子
職員研修所長	平井 聖子
ガラス美術館次長	高場 英人
企画調整課主幹（調整担当）	岸 聡之

【教育委員会】

事務局長	牧田 栄一
事務局次長（総務・社会教育担当）	山本 貴俊
事務局次長（学校教育担当）	大久保 秀俊
教育総務課長	石黒 健一
学校施設課長	佐伯 誠司
学校教育課長	國香 真紀子
生涯学習課長	金井 誠
教育総務課主幹（調整担当）	中山 武史

【財務部】

部長	中田 貴保
部次長	酒井 秀祐
部次長（税務担当）	吉武 稔
参事（財政課長）	古西 達也
管財課長	守山 裕一
納税課長	追分 禎一郎
財政課主幹（調整担当）	東 覚

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課主任	熊谷 法子
議事調査課主任	牧石 真理

7 会議の概要

- 委員長 ただいまから、令和3年3月定例会の総務文教委員会を開会いたします。
- 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、村石委員、赤星委員を指名いたします。
- なお、ただいま指名いたしました署名委員が欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。
- これより、企画管理部所管分の議案の審査を行います。
- 議案第91号 特定事業契約締結の件（大沢野地域公共施設複合化事業）、
- 議案第92号 富山ガラス工場の指定管理者の指定の件、
- 議案第93号 富山市民プラザホールの指定管理者の指定の件、
- 議案第94号 富山市舞台芸術パークの指定管理者の指定の件、
- 議案第95号 富山能楽堂の指定管理者の指定の件、
- 以上5件を一括議題といたします。
- これより、順次、当局の説明を求めます。
- 行政経営課長 〔議案第91号について、
 議案説明資料により説明〕

企画調整課長 〔議案第92号について、
議案説明資料により説明〕

文化国際課長 〔議案第93号について、
議案第94号について、
議案第95号について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

村石委員 議案説明資料の5ページ（7）の写真の一番下に書いてある「中央奥」の自主提案施設（温浴施設）について、先ほど課長は自己資金によって建設するというをおっしゃいましたけれども、結局、この施設はどのような施設なのでしょうか。

行政経営課長 こちらは自主提案施設として、温浴施設という御提案をいただいております。相手方からは、一言で言いますとスーパー銭湯のような施設であると伺っているところであります。

村石委員 スーパー銭湯ということですが、実際、大沢野地域にはウィンディという施設もあるわけですが、そちらとの競合というような視

点での検討はされているのでしょうか。

行政経営課長 今回の委員御指摘の点でございますが、ウィンディー正式名称は大沢野健康福祉センターと申します。こちらはどのような目的の施設かということをおさらいするのですけれども、いわゆるパワーリハビリテーションなど介護予防を取り入れた健康づくり事業をやっているのですね。そういう健康増進施設というのがまず1つの柱であります。

一方で、今御指摘いただきましたこちらの自主提案施設の温浴施設ですけれども、事業者の提案書を見ておりますと、複合施設という新しい施設の中に、温浴施設という商業施設の形を1つ持ってくることで一多世代交流拠点というものをこのプロジェクトのコンセプトにしておられます。ですから、ターゲットが、ウィンディーよりも広い範囲といいたまうかどうか、若干違うのではないかとということで、私たちもすみ分けが可能ではなかろうかと思っていますし、事業者のほうもそのようなことを望んでいると今のところは伺っております。

大島委員 同じ質問ですが、とは申せ、楽今日館やゆうゆう館といった施設がある中で、近隣でいろ

いろな方々がこれを利用していかれると。そのことに対する影響額とか影響などというのはどのぐらい考えていらっしゃるのでしょうか。

行政経営課長 大島委員のおっしゃる数字の部分は今分かりかねる部分があるのですけれども、こちらのサービスが新たにこの高内の場所で提供されるということ考えたときに一利用される住民の方がどう思われるのかということはあるかもしれませんが一例えば楽今日館は細入、ウィンディは笹津、こちらの温浴施設は高内ということで、様々な場所にいろいろなサービスが新たに出来上がるということで、利用される住民の方にとってみれば選択肢が増えるという見方もあろうかと思えます。数字的な試算は今はできかねているというところでございます。

大島委員 新しい施設で、ほかにも複合施設としてこれだけ整っていれば、必ずこちらの温浴施設に集中して、周りの打撃というものは相当あるのではないかなと思うので、それは十分検討してほしいというお願いです。自己資金で造られるということで、特別目的会社が建てられた後、この建物自体の所有権

はというふうになるのか教えてください。

行政経営課長 委員のおっしゃる建物というのは、この温浴施設のことでしょうか。
こちらのほうは、特別目的会社に帰属するということでございます。

大島委員 それでは、手前の施設が建ったら市に供用して、その温浴施設は分離して所有権が特別目的会社に残るという形でよろしいのですか。

行政経営課長 そのように伺っております。

大島委員 それでは、おおさわのふらり株式会社の清水建設以外の構成員を教えてください。

行政経営課長 こちらは2月17日に公表しております。全部で4つのグループから提案がございました。優先交渉権者はこちらの清水建設グループです。次点まで公表しております。次点は前田建設グループでございます。3番、4番の社名は公表しておりません。

大島委員 その清水建設グループの構成員を教えてください。

行政経営課長 すみませんでした。
代表企業は清水建設株式会社北陸支店でござ
います。構成員といたしましては、三由建設
株式会社、株式会社鈴木一級建築士事務所、
株式会社ホクタテでございます。
自主提案施設の事業者といたしまして、光陽
興産株式会社、有限会社木谷綜合学園、清水
建設株式会社北陸支店でございます。

横野委員 底地は全部富山市の地面ですか。今建てる
ところは富山市の地面だと思っているのだけ
れども、実際は賃貸契約でたくさんの土地を
借りて、この広い面積になっていると思
います。そのあたりは大丈夫ですか。

行政経営課長 複合施設の建設予定地の底地につ
きましては、全て富山市の地面でござ
います。

久保委員 指定管理者の指定について少しお伺
いします。まず、市民プラザホールが非公
募の理由について、施設の所有者が施
設全体を一体的に維持管理するのが効
率的ではないかと言われていたのです
が、個人的には、近年の利用者状
況が減っている中で、もっと広く民間
の提案を聞くという機会があったらよ
かったのではないかなと思います。

ただ、非公募であることを前提に、まず代表が副市長だったり、市職員のOBが役職に就いている、そういった株式会社です。利用者が減少するとは言うものの、市としてはまちなか活性化に多額の予算、税金を投じて、もっとまちなかを元気にしていこうというふうに取り組んでいるわけです。それにもかかわらず利用者が減少している。

もう一つは、予算が大変厳しい中で、いろいろなところも抜本的に見直していきましょと、業務の効率化を図っていきましょとやっている中で、先ほどの分科会での債務負担行為の案件の中で、私たちは増額も認めただけです。

ただ、債務負担行為に関しては上限額を定めただけですので、様々な環境を見ると、今後この部分に関してはほかよりも一層、市民に対してしっかりと説明と成果を上げていかないと、私たちも説明に窮するところです。そういったことを踏まえて、ここは指定管理者を指定するという議案ですから、指定管理者に対してしっかりと成果を求めていくということで一答弁者は課長なのか部長なのか一改めて一言いただければと思います。

企画管理部長 今ほどの指定管理者の指定の件ということで

ございまして、市民プラザホールにつきましては、市の公の施設なのでありますけれども、これは非公募とさせていただいております。これにつきましては、本来ならば御案内のとおり公募が原則でございますけれども、地方自治法の規定の中で、非公募によることができる場合を定めております。公募しても応募する業者がない場合とか、いろいろルールを定めている中の1つとして、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合については、市長等が定める公の施設については非公募でもいいということになっております。それで、市民プラザあるいは富山国際会議場もそうですけれども、富山市民プラザホールも全体としての建物は富山市民プラザという株式会社が所有する施設です。その中の一部分を市の公の施設として借り受けたりする場合については、全体としての整合性や効率的な運用ということも含めまして、その所有者を指定管理者にできるというような規定がございまして、それに基づいて非公募というふうに定めているわけでございます。

ただ、おっしゃるように、非公募だからといって言われたとおりの予算を執行しているわけではございません。例えば委託料につきましても、財政課が定める委託料の上昇基準も、

やっぱり人件費については考慮しないと受託する側が事業を継続できません。ですので、一定程度、人事院勧告ベースとか民間の経済状況なども勘案してプラスアルファの範囲内で委託料を設定する。光熱水費の上昇についても、市の基準に基づいて査定させていただいた金額であるとか、今回一課長は説明しませんでしたけれども、おとしに消費税率が8%から10%になった影響もこの中に含まれております。

このように、査定した金額に基づいて上限額を設定しております。当然これは上限額ですので、今ほど御懸念のあったことも含めまして、適正な執行となるようチェックをしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

赤星委員 関連ですけれども、富山市民プラザの建物の中に、例えばアンサンブルホールとかマルチスタジオとか幾つかありますけれども、富山市民プラザホールというのはどこの部分を言っているのか教えてください。

文化国際課長 まずアンサンブルホール、あとマルチスタジオ、AVスタジオ、練習室A、B、C、会議室、アートギャラリーA、B、C、Dがござ

います。

赤星委員 それぞれどれぐらい稼働しているのでしょうか。

文化国際課長 すみません、稼働率の資料は持ち合わせておりません。申し訳ございません。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第91号から議案第95号まで、以上5件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第91号から議案第95号まで、以上5件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、各案件は原案可決されました。

以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いたします。

午前10時50分 休憩

~~~~~

午前11時15分 再開

委員長 総務文教委員会教育委員会所管分の議案の審査を行います。  
議案第97号 富山市野外教育活動センターの指定管理者の指定の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

学校教育課長 [議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

赤星委員 富山市野外教育活動センターというのは山田地域にある施設ですね。

学校教育課長 そのとおりでございます。

赤星委員 指定管理にするのは、今回で何回目ですか。

学校教育課長 平成18年度からということなので、4回目だと思われます。

赤星委員 その限度額の比較といえますか、全部とは言わないのですけれども、前回と比べてどうなっているのか分かりますか。

学校教育課長 前は3億5,421万円ということで、今回のほうが1,744万円ほど減額となっております。

赤星委員 企画管理部の案件では、人件費や外注費が上がったために、いろいろな指定管理者限度額が前回より上がっていたのですけれども、今回1,700万円ほど下がる要因は何でしょうか。

学校教育課長 委託料と補助金の2つから成る予算となっております。そのうち、職員配置の見直しにより、特に補助金のほうで減となっております。

赤星委員 ということは、職員の人数を減らしたりとか、あるいは正規職員のところに非正規職員を充てるとか、そういったことですか。

学校教育課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

赤星委員 何人の方で運営しておられて、また正規職員、非正規職員の内訳というのはわかりますか。

学校教育課長 まず正規職員は2名です。そのほかに体育協会のほうからの派遣ということで……。申し訳ありませんが、人数は把握しておりません。ただ、職員を募集したところで、なかなか職員が確保できないこともあって、そのときによって人数が変わっているというのが現状です。

横野委員 今の関連で、富山市野外教育活動センターというのは、山田地域にある富山市子どもの村のことですよ。山田地域の人と話をしていると、そちらを使う小学校として、もちろん富山市の学校はオッケーなのだけれども、富山市以外の学校からも申込みがあって、子どもの村を有効に活用しているという点においては非常にいいと思っています。

1つ気になっているのは、公募だけれども、富山市体育協会以外に募集があったのかどうか。要するに、公募だから入札でこの金額が確定しているのですよね。企画管理部は公募しているものもあれば非公募のものもあって一非公募のほうが金額が増えるというちょっと納得がいかないことがあったのだけ



れども、それはそれとして一公募で体育協会がこの金額でということをご提案したと、そういうことでもいいのですよね。

学校教育課長 公募で1者のみだったということで、その金額を提示されました。

横野委員 分かりました。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第97号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第97号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、総務文教委員会教育委員会所管分を

終了いたします。

午前 11時22分 休憩

~~~~~

午前 11時48分 再開

委員長 総務文教委員会財務部所管分の議案の審査を行います。
議案第96号 富山市駐車場の指定管理者の指定の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

管財課長 [議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありますか。

大島委員 指定管理者との契約ですが、例えば途中でやめたというケースがこの前から出てきましたけれども、そういうときの違約金だとか損害賠償などの対応については、契約の中できちりと決まっているのかどうか。今、新型コロナウイルス感染症の影響で全然できませんということで、途中で手を離されるということがあり得るかもしれませんので、その辺の契約内容はどうなっているのか教えていただ

けますか。

管財課長 契約書の中に違約金等は記載してありません。

大島委員 前回の古洞の森のときもそうでしたが、契約の中に違約金のこと書かれていないと。それで、次の人に代わってもらったら指定管理の金額が倍増したので、差額を損害賠償額として今裁判を起こしていますが、富山市のほうの言い分が本当に通るのかどうかということとは非常に疑問に思います。
それは決着していませんが、今の件も、当然契約するときに、途中でやめた場合の損害賠償や違約金をきっちりと決めておかなければ、やはりトラブルになる元ではないでしょうか。その辺の対応を強く要望しますが、いかがでしょうか。

管財課長 今の御意見を伺いまして、検討しますと言っているのか、ちょっとあれなのですからけれども……。

財務部長 今、御意見をいただきました。この指定管理の契約につきましては全ての案件で発生してくる話になります。これにつきましては、標準様式というものは確かに作っているのです

けれども、今の事例を受けて今度は違約金や損害賠償についての項目を付け加えるかどうかという話になってくるだろうと思います。こちらは、いただきました御意見を持ち帰りまして、また内部で一度話をさせていただきたいと思っております。

大島委員 市には法務指導監がいらっしゃるのもし訴訟になったら、法務指導監ではなくて顧問弁護士などという話になりますが、今の時代は、絶対にどうなるということは分かりません。特に新型コロナウイルス感染症で、これだけ売上げが落ち込んで管理できません、手を離したいということになれば、法的な訴訟に持ち込まれるのはもう目に見えていますので、これは必ずやらないといけない問題ではないかなと思うのです。いかがでしょうか。

財務部長 こちらの駐車場につきましては、実は利用料金制を採用しておりません。ですから、途中でできないと言われることはまずないだろうというふうには思っております。ただ、今大島委員からございました利用料金制のところだと仮定しますと、少しそういう問題をはらんでいる可能性がありますので、持ち帰って話をさせていただきたいという御

説明をさせていただきました。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の説明を終結いたします。
これより、議案第96号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第96号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案可決されました。
以上で、総務文教委員会財務部所管分を終了いたします。
ここで、当局の皆さんは退室願います。

〔財務部退室〕

委員長 これで、3月定例会の当委員会に付託されました、補正予算等分の議案の審査は終了いた

しました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

本定例会最終日の24日の本会議において、包括外部監査契約締結の件が追加提案されることになっております。

そこで、総務文教委員会として、この件の委員会付託についてはいかがいたしましょうか。前例を言いますと、委員会付託省略ということで今まで来ております。

本件について、委員会付託省略とすることによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

3月19日（金曜日）は午前10時から、予算決算委員会総務文教分科会及び総務文教委員会を開き、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、企画管理部、教育委

員会、財務部及び出納課所管分並びに歳入等の当初予算分の議案の審査などを行います。
本日はこれをもって散会いたします。